

国産粗飼料流通円滑化支援事業費補助金交付要綱

4 産労農振第2823号

令和5年3月22日

最終改正 7 産労農振第2621号

令和8年3月30日

第1 通則

都内酪農家及び肉用牛農家は粗飼料のほとんどを外国産に依存しているが、世界的な粗飼料需要の逼迫や急速な円安の進行などによって近年価格が上昇しており、都内酪農家及び肉用牛農家の大きな負担となっている。

そこで、世界情勢や為替の影響を受けず価格が安定している国産粗飼料の流通の円滑化、飼料増産を支援することで、経営が圧迫されている都内酪農家及び肉用牛農家の負担を緩和する。そのため、国産粗飼料円滑化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）により、国産粗飼料円滑化支援事業を実施する団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、東京都補助金交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

第2 事業の目的

国産粗飼料の購入に係る経費、飼料の増産に資するための飼料作物用種子の購入費及び本事業で導入した国産粗飼料の成分分析に係る経費を補助し、都内酪農家及び肉用牛農家の負担の軽減を図る。

第3 事業の内容・補助対象等

- 1 補助の対象とする事業の内容、事業実施主体及び補助率等については、別表に定める。
- 2 算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）又は暴力団（条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当する場合は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。また、申請者が法人その他の団体にあつては、その代表者、役員、使用人、従業員、構成員等に暴力団員等又は暴力団に該当する者がある場合についても、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

第4 申請の手続

- 1 申請者は、事業の実施及び補助金の交付を受けるに当たり、補助金交付申請書（別記様式第1号）を別に定める期日までに知事に提出し、知事の承認を受けるものとする。
- 2 申請者は、第1項の規定による申請書を提出するに当たって、申請者において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相

当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 3 申請者が第 1 項の規定による申請書を提出するに当たっては、申請書とともに誓約書（別記様式第 1 号の別紙 2）を提出しなければならない。

第 5 補助金交付の決定

- 1 知事は、第 4 第 1 項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、補助金交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記様式第 2 号）により申請者に通知する。
- 2 前項の場合において、知事は適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付することができる。
- 3 補助金の交付の決定通知を受けた者（以下「事業実施主体」という。）は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後 14 日以内に申請の撤回をすることができる。

第 6 事情変更による決定の取消し等

- 1 知事は、交付決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災事変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。
- 3 第 1 項の規定による補助金の交付決定の取消しにより特別に必要な事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金を交付することができる。
 - (1) 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

第 7 承認事項

- 1 事業実施主体が、次のいずれかに該当する場合又は事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、あらかじめ事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記様式第 3 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 補助事業に要する事業費の変更（事業費の 30%を超える額の変更以外の軽微な変更を除く。）をしようとするとき。
 - (2) 補助事業の内容の変更をするとき。
 - (3) その他知事が必要と認める事項を変更しようとするとき。
- 2 知事は、前項の申請があった場合において必要と認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条

件を付すことができる。

3 知事は、前各項により事業変更を承認した場合は、第5に準じて交付決定を変更する。

第8 事故報告等

事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに事故報告書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

第9 状況報告

- 1 事業実施主体は、補助事業の遂行状況について、事業実施状況報告書（別記様式第5号）を作成し、各四半期最終日の翌月15日までに知事に報告しなければならない。ただし、第4四半期については、実績報告書をもって代えることができる。
- 2 知事は、事業実施主体に対し前項に定めるもののほか、必要な書類の提出を求めることができる。

第10 補助事業の遂行命令

- 1 知事は、事業実施主体が提出する報告書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業実施主体に対し、これらに従って当該補助事業を遂行することを命ずる。
- 2 知事は、事業実施主体が前項の命令に違反したときは、事業実施主体に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

第11 実績報告

- 1 事業実施主体は、補助事業が完了したとき又は補助事業が完了しない場合で都の会計年度が終了したときは、実績報告書（別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。第7の規定による事業の廃止につき知事の承認を得た場合も同様とする。
- 2 前項の実績報告書には、交付要綱別記様式第6号の別紙を添付するものとする。
- 3 第4第2項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、各実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第4第2項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第12 補助金の額の確定

知事は、第11の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査、必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知する。

第 13 是正のための措置

- 1 第 12 の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができる。
- 2 第 11 の規定は、前項の命令により事業実施主体が必要な処置をした場合について準用する。

第 14 補助金の請求

- 1 事業実施主体が補助金を請求しようとするときは、補助金請求書（別記様式第 8 号）を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による請求書の提出があったときは、当該補助金を支出する。

第 15 補助金の概算払

- 1 知事は、事業の遂行に当たって必要があると認めたときは、第 14 の規定にかかわらず補助金の全部又は一部を概算払することができる。
- 2 事業実施主体は、補助金の概算払を請求しようとするときは、別記様式第 5 号により前四半期の執行状況を報告し、補助金概算払請求書（別記様式第 9 号）を知事に提出しなければならない。
- 3 事業実施主体は、概算払を受けた場合にあっては第 12 の額の確定後、補助金概算払精算書（別記様式第 10 号）を知事に提出しなければならない。

第 16 決定の取消し

- 1 知事は、事業実施主体が次のいずれかに該当した場合には、補助金の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 事業実施主体（法人その他の団体にあっては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等を含む。）が、暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。
 - (4) その他交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令又は交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、第 12 の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

第 17 補助金の返還

- 1 知事は、第 6 又は第 16 の規定により交付の決定を取り消した場合においては、事業実施主体に通知するとともに、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に事業実施主体に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。
- 2 知事は、第 12 の規定により事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

第 18 違約加算金及び延滞金

- 1 事業実施主体は、第 17 の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消された場合に

において、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金(100 円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

- 2 事業実施主体は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金(100 円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- 3 前 2 項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間においても、365 日当たりの割合とする。

第 19 違約加算金及び延滞金の計算

- 1 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における第 18 第 1 項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額が、その日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。
- 2 第 18 第 1 項の規定により違約加算金の納付を命ぜられた場合において、事業実施主体の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金はまず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てるものとする。
- 3 第 18 第 2 項の規定により延滞金の納付を命ぜられた場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第 20 他の補助金の一時停止等

知事は、事業実施主体に対し補助金の返還を命じ、事業実施主体が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、事業実施主体に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

第 21 財産処分の制限

事業実施主体が補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときはあらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、当該財産について減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている期間を経過した場合は、この限りでない。

第 22 帳簿の整理保存

事業実施主体は、補助事業の状況、費用の収支その他事業に係る事項を明らかにする書類及び帳簿を事業の終了年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日に遡及して適用。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

事業種目 事業項目	事業の内容	事業実施主体	補助率	補助対象経費	確認方法
国産粗飼料流通円滑化支援事業					
①国産粗飼料購入経費補助	国産粗飼料を購入するための経費等を補助する。	農業団体等	4/5 以内	農業団体等が令和3年度以降新規に購入を開始した粗飼料生産地及び既存の粗飼料生産地において令和3年度以降購入量が増加した分の国産粗飼料を購入するための経費	経費等の支出を証する書面の写しをもって行う。
②種子購入費補助	飼料作物用種子の購入費を補助する。	農業団体等	4/5 以内	農業団体等が飼料作物用種子を購入するための経費	飼料作物用種子の購入費の支出を証する書面の写しをもって行う。
③国産粗飼料成分分析経費補助	国産粗飼料の成分分析に係る経費を補助する。	農業団体等	4/5 以内	農業団体等が本事業で導入した国産粗飼料の成分を分析するための経費	経費等の支出を証する書面の写しをもって行う。
④事務費補助	事業実施のための事務処理に要する経費を補助する。	農業団体等	10/10 以内	①、②、③を実施するために必要な事務費	

別記様式第1号（第4関係）

（番 号）
年 月 日

東京都知事 殿

住 所
事業実施主体名
代表者氏名

年度国産粗飼料流通円滑化支援事業費補助金交付申請書

年度国産粗飼料流通円滑化支援事業を別紙のとおり実施したいので国産粗飼料流通円滑化支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第4第1項の規定により、補助金 円の交付を申請します。

注) 1 別紙として、別記様式1号の別紙1及び別紙2を作成し添付すること。

別記様式第 1 号の別紙 1

国産粗飼料流通円滑化支援事業

1 事業の内容及び事業費負担区分

事業項目	事業量	事業費	負担区分		備考
			都補助金	その他	
		円	円	円	
合 計		円	円	円	

注) 事業費に消費税及び地方消費税相当額が含まれていない場合は、その旨記載すること。

2 添付書類

誓 約 書

東 京 都 知 事 殿

国産粗飼料流通円滑化支援事業費補助金交付要綱第 4 の規定に基づく補助金の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等を含む。）が東京都暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又は同条第 4 号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第 16 の規定により補助金の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱第 17 の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団又は暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

- * 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- * この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。
 - ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・ 暴力団員を雇用している者
 - ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

別記様式第2号（第5関係）

（番 号）

住 所
事業実施主体名

年 月 日付（第 号）で補助金の交付（変更承認）申請のあった 年度
国産粗飼料流通円滑化支援事業費補助金については、申請書の内容を審査したところ適当
と認められるので、これを承認し、下記により交付する。

年 月 日

東京都知事

記

第1 補助金交付額

金 円

第2 補助金の交付対象となる事業の内容等

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容等は、年 月 日
付 第 号による申請書のとおりとする。

第3 補助条件

補助金の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）及
び国産粗飼料流通円滑化支援事業費補助金交付要綱（令和5年3月22日付4産労農振第
2823号）の定めによるほか、この交付決定通知の定めるところによる。

第4 事情変更による決定の取消し等

- 1 知事は、交付決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災事変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。
- 3 第1項の規定による補助金の交付決定の取消しにより特別に必要な事務及び事業

に対しては、次に掲げる経費に係る補助金を交付することができる。

- (1) 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
- (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

第5 承認事項

- 1 この補助金の交付決定を受けた者（以下「事業実施主体」という。）が、次のいずれかに該当する場合又は事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、あらかじめ事業変更（中止・廃止）承認申請書（国産粗飼料流通円滑化支援事業費補助金交付要綱（令和5年3月22日付4産労農振第2823号。以下「交付要綱」という。）別記様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 補助事業に要する事業費の変更（事業費の30%を超える額の変更以外の軽微な変更を除く。）
 - (2) 補助事業の内容の変更をするとき。
 - (3) その他知事が必要と認める事項を変更しようとするとき。
- 2 知事は、前項の申請があった場合において必要と認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付すことができる。
- 3 知事は、前各項により事業変更を承認した場合は、交付決定を変更し、交付要綱別記様式2号により事業実施主体に通知する。

第6 事故報告等

事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに事故報告書（交付要綱別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

第7 状況報告

- 1 事業実施主体は、補助事業の遂行状況について、事業実施状況報告書（別記様式第5号）を作成し、各四半期最終日の翌月15日までに知事に報告しなければならない。ただし、第4四半期については、実績報告書をもって代えることができる。
- 2 知事は、事業実施主体に対し前項に定めるもののほか、必要な書類の提出を求めることができる。

第8 補助事業の遂行命令

- 1 知事は、事業実施主体が提出する報告書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業実施主体に対し、これらに従って当該補助事業を遂行することを命ずる。
- 2 知事は、事業実施主体が前項の命令に違反したときは、事業実施主体に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

第9 実績報告

- 1 事業実施主体は、補助事業が完了したとき又は補助事業が完了しない場合で都の会計年度が終了したときは、実績報告書（交付要綱別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。第5の規定による事業の廃止につき知事の承認を得た場合も同様とする。
- 2 前項の実績報告書には、交付要綱別記様式第6号の別紙を添付するものとする。
- 3 当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない状態で、交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない状態で、交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う報告書（交付要綱別記様式第7号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第10 補助金の額の確定

知事は、第9の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査、必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知する。

第11 是正のための措置

- 1 第10の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができる。
- 2 第9の規定は、前項の命令により事業実施主体等が必要な処置をした場合について準用する。

第12 補助金の請求

- 1 事業実施主体が補助金を請求しようとするときは、補助金請求書（交付要綱別記様式第8号）を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による請求書の提出があったときは、当該補助金を支出する。

第13 補助金の概算払

- 1 知事は、事業の遂行に当たって必要があると認めるときは、第12の規定にかかわらず補助金の全部又は一部を概算払することができる。
- 2 事業実施主体は、補助金の概算払を請求しようとするときは、別記様式第5号により前四半期の執行状況を報告し、補助金概算払請求書（交付要綱別記様式第9号）を知事に提出しなければならない。
- 3 事業実施主体は、概算払を受けた場合にあつては第10の額の確定後、補助金概算払精算

書（交付要綱別記様式第 10 号）を知事に提出しなければならない。

第 14 決定の取消し

- 1 知事は、事業実施主体が次のいずれかに該当した場合には、補助金の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 事業実施主体（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等を含む。）が、暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。
 - (4) その他交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令又は交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、第 10 の規定により交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用するものとする。

第 15 補助金の返還

- 1 知事は、第 4 又は第 14 の規定により交付の決定を取り消した場合においては、事業実施主体に通知するとともに、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に事業実施主体に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。
- 2 知事は、第 10 の規定により事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

第 16 違約加算金及び延滞金

- 1 事業実施主体は、第 14 の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消された場合において、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 事業実施主体は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 3 前 2 項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間においても、365 日当たりの割合とする。

第 17 違約加算金及び延滞金の計算

- 1 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における第 16 第 1 項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額が、その日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。
- 2 第 16 第 1 項の規定により違約加算金の納付を命ぜられた場合において、事業実施主体の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金はまず当該返

還を命ぜられた補助金の額に充てるものとする。

- 3 第 16 第 2 項の規定により延滞金の納付を命ぜられた場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第 18 他の補助金の一時停止等

知事は、事業実施主体に対し補助金の返還を命じ、事業実施主体が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、事業実施主体に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

第 19 財産処分制限

事業実施主体が補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときはあらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、当該財産について減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている期間を経過した場合は、この限りでない。

第 20 帳簿の整理保存

事業実施主体は、補助事業の状況、費用の収支その他事業に係る事項を明らかにする書類及び帳簿を事業の終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

第 21 申請の撤回

この補助金交付決定通知を受けた者は、この交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付決定の通知受領後14日以内に、申請の撤回をすることができる。

別記様式第3号（第7関係）

（番 号）
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

住 所
事業実施主体名
代表者氏名

年度国産粗飼料流通円滑化支援事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号で補助金交付決定通知のあった 年度国産粗飼料流通円滑化支援事業について、別紙のとおり変更（中止・廃止）したいので国産粗飼料流通円滑化支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第7の規定に基づき承認されたく申請します。

- 注）1 別紙として、別記様式第3号の別紙を添付すること。
2 添付書類については、交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。

国産粗飼料流通円滑化支援事業

1 変更（中止・廃止）の理由

2 事業の内容及び事業費負担区分

事業項目	事業量	事業費	負担区分		備考
			都補助金	その他	
		円	円	円	
合計		円	円	円	

注1) 事業費に消費税及び地方消費税相当額が含まれていない場合は、その旨記載すること。

注2) 変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事項については、省略する。

3 添付書類

（番 号）
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

住 所
事業実施主体名
代表者氏名

年度国産粗飼料流通円滑化支援事業に関する事故報告書

年 月 日付 第 号で補助金交付決定通知のあった 年度国産粗飼料流通円滑化支援事業について国産粗飼料流通円滑化支援事業費補助金交付要綱第8の規定により下記のとおり補助事業の事故報告書を提出します。

記

1 事故の内容

2 事故発生前における補助事業の状況

(1) 事業について

(2) 経費の支出について

3 今後の対応

（番 号）
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

住 所
事業実施主体名
代表者氏名

年度国産粗飼料流通円滑化支援事業実施状況報告書（第 四半期）

年 月 日付 第 号で補助金交付決定通知のあった 年度国産粗飼料流通円滑化支援事業について、国産粗飼料流通円滑化支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第9の規定により、下記のとおりその事業実施状況を報告します。

記

区 分	計 画 額		年 月 日現在 執 行 額		備 考
	事業費	内都補助金	事業費	内都補助金	
（事業内容）					
合 計					

注）交付要綱別表の事業項目ごとに、事業の進捗状況が分かる資料を添付すること。

別記様式第6号（第11関係）

（番 号）
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

住 所
事業実施主体名
代表者氏名

年度国産粗飼料流通円滑化支援事業実績報告書

年 月 日付 第 号で補助金交付決定通知のあった 年度国産粗飼料流通円滑化支援事業について、別紙のとおり実施したので、国産粗飼料流通円滑化支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第11第1項の規定によりその実績を報告します。

注) 1 別紙として、別記様式6号の別紙を作成し添付すること。

別記様式第6号の別紙

1 事業の内容及び事業費負担区分

事業項目	事業量	事業費	負担区分		備考
			都補助金	その他	
		円	円	円	
合計		円	円	円	

2 添付書類

別記様式第7号（第11関係）

（番 号）
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

住 所
事業実施主体名
代表者氏名

年度国産粗飼料流通円滑化支援事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除
税額の確定に伴う報告書

年度国産粗飼料流通円滑化支援事業について、国産粗飼料流通円滑化支援事業費補助
金交付要綱第11第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（ 年 月 日付 第 号により通知した額の確定額）
金 円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 3 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額
金 円

（番 号）
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

住 所
事業実施主体名
代表者氏名

年度国産粗飼料流通円滑化支援事業費補助金請求書

年 月 日付 第 号で補助金の額の確定通知のあった 年度国産粗飼料流通円滑化支援事業費補助金について、国産粗飼料流通円滑化支援事業費補助金交付要綱第14第1項の規定に基づき補助金 円を請求します。

記

都補助金交付 決定額	既受領額	今回請求額	残 額	事業完了 年 月 日	備 考
円	円	円	円		

（番 号）
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

住 所
事業実施主体名
代表者氏名

年度国産粗飼料流通円滑化支援事業費補助金概算払請求書

年 月 日付 第 号で補助金交付決定通知のあった 年度国産粗飼料流通円滑化支援事業費補助金について、国産粗飼料流通円滑化支援事業費補助金交付要綱第15第2項の規定に基づき、下記により金 円を概算払請求します。

記

都補助金交付 決 定 額	既受領額	今回請求額	残 額	事業完了 予 定 年 月 日	備 考
円	円	円	円		

（番 号）
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

住 所
事業実施主体名
代表者氏名

年度国産粗飼料流通円滑化支援事業費補助金概算払精算書

年 月 日付 第 号で補助金の額の確定通知のあった 年度国産粗飼料流通円滑化支援事業費補助金について、国産粗飼料流通円滑化支援事業費補助金交付要綱第15第3項の規定に基づき、下記のとおり精算します。

記

概算払受高	確定額	精算額	戻入額	備 考
円	円	円	円	